

第2回滋賀県下水道審議会 議事概要

1 日時：平成28年(2016年)3月14日(月) 13:30~17:00

2 場所：滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

3 出席委員等：(五十音順、敬称略)

岡本芳子委員、片山聡委員、上村照代委員、清水芳久委員、只友景士委員、
西野麻知子委員、原田優美委員、松井三郎委員、宮本和宏委員、
岸本直之臨時委員、中島淳臨時委員 【全13委員、出席11委員】
(事務局：技監(下水道担当)、下水道課長、下水道課関係職員)

4 議事内容

(1) 下水道審議会と部会の運営について

事務局より資料1に基づき変更内容について説明。

変更点は、「原則として、部会の議決を審議会の議決とする」という方針を以下のよう
に改める。

- ①特に重要な案件(中期ビジョン)は、委員全員による審議会で審議する。ただし、
内容が多岐にわたる場合は、分野ごとにその内容にふさわしい部会で審議し、こ
れを全体の審議会で取りまとめ、議決するものとする。
- ②一般的な案件(都道府県構想、流総計画、地方公営企業法)は、部会で議決を得
た後、審議会に報告し、審議会でも議決を必要とする。
- ③専門性の高い案件(汚水・汚泥処理方式)は、部会で議決を得た後、会長の了承
を得た上で、審議会の議決とする。

・部会は三つを予定しているとのことだが、今後増やす予定はないということによいか。
(委員)

→この三つの部会でカバーできると考えており、増やす予定はない。(事務局)

・今回の説明で審議会と部会の役割が整理できたと思う。専門性や技術性が高い案件以
外は全体の審議会で議決をすることになり、この仕分けで良いと思う。これでよければ
ご承認いただきたい。(会長)

→異議なし。(他の委員)

下水道審議会と部会の運営について承認され議決された。

(2) 地方公営企業法の適用と組織体制について

経営部会で議決された答申案を、部会長および事務局から資料2に基づき説明。

●民間委託について

- ・下水道の民間委託が進んでいるが、民間委託は変更できないという前提なら全部適用の効果は減ってしまう。公平に評価しようとするれば、民間委託を見直した場合の効果についても検討をしておく必要がある。(委員)
- ・協議会でも言っているが、処理場の管理業務を民間委託しているといっても、競争性が働いていなく導入当初からの業者が管理をしている。そのような中で、その民間業者でいいのか、技術的にどうなのかのチェックができなくなっているのではないかと懸念しており、チェックする技術職員の養成がポイントになってくると考えている。(委員)
→随意契約ではなく入札しているが、確かに1社しか応札がないことも多い。(事務局)
- ・民間に委託しているのであれば、きちんと仕事をしているかを管理できるようになっているか。職員には今までと違った専門性が求められる。処理場の特性があっても競争を作っていく、あの会社でないとできないというのを減らしていくべき。(委員)
- ・下水道の技術者は、土木職、電気職、機械職、化学職の4種の技術者が必要。下水道は4つの職種がそろわないとうまくいかない特殊な分野である。(会長)

●評価の「？」について

- ・資料2のp3、効率的な経営の評価で「？」がついているが、「？」という表現は望ましくないのではないかと。また、一部適用と全部適用で「△」がつくほどの差があるのか。そこまでの差はないと思われる。(委員)
→「？」はご指摘の通り。削除したい。「△」については、確かにそこまで差があるかは微妙なので、「〇[△]」と表現することも考えられたが、事務量の増加や移転経費など不明なところがあるので、「△」とさせていただいた。(事務局)
- ・効率的な経営の評価は「〇、△、△」となっているが、「〇、〇、〇」としてもいいのではないかと。また、評価欄の「移転経費等が発生する」を、「移転経費等が発生することが懸念される」としてはどうか。(委員)
- ・答申書の5段落目、「任免や服務等にかかる職員や経費の増加によるコスト増となることが考えられた」の部分も、「コスト増が発生することも懸念される」というようにしてはどうか。(委員)
- ・「？」は資料2-1のp10で企業庁との統合でした場合、効率化がコスト増を上回るか不明であるということもあって「？」としていた。「？」を削除して「△」にしてもいいと思う。答申案については、「コスト増となることが懸念された」としたい。また、資料2のp3の評価欄において、「移転経費等が発生する」を、「移転経費等が発生する可

能性がある」としたい。(部会長)

●段階的移行の表現

- ・答申書 8 段落目、「段階的移行『も』一つの有力な手法と考える」を、「段階的移行『が』、現時点において一つの有力な手法と考える」と断定した方がよい。(委員)
- ・答申では一部適用が最も望ましいとした上で、段階的移行も一つの手法だと言っているのだから、「も」でいいのではないか。(委員)
- ・その 1 行前の「全部適用の検討を」を、「全部適用の検討も」にし、「段階的移行も」を、「段階的移行は」に変更することとしたい。(部会長)

●公営企業に付与される規制権限

- ・全部適用による事務量の増や移転経費などのコスト増があっても、それを乗り越える効率を達成することが社会から求められる目標ではないか。また、段階的移行の際には、環境をうまくマネジメントするためには、水道や下水道の事業者にも権限をどのように付与できるかを考えていく必要があると思う。(委員)

●法適用前後の県民負担に対する配慮

- ・滋賀県は高度処理をしていて他より高コスト構造になっている。資産を減価償却で経費として計上すると、県民の負担が上がる可能性があるので、慎重に検討していく必要があると思う。琵琶湖の特性に鑑みれば、減価償却の対象や方法についても滋賀県モデルという新たな方法があってもよいと思うので、留意して取り組んでほしいという内容を追記してほしい。(委員)
- ・最後の段落で「段階的移行を採択する場合にあっては」を、「公営企業法の適用にあっては」に変更してはどうか。(委員)
- ・「なお、段階的移行を採択する場合にあっては」を、「地方公営企業法の適用に当たっては」にしてはどうか。(部会長)
- ・「サービスの向上に努めるとともに」の後に、「県民負担が過大とならないように留意願いたい」という一文が必要ではないか。冒頭の部分については、「今後の下水道施策の展開にあたっては」とする案も考えられる。(委員)
- ・宮本委員の提起された問題を適切に処理するということで、会長と部会長、事務局でどのように盛り込むか努力するというところで理解願いたい。(会長)

●文言修正

- ・答申書 3 段落目「県民生活の快適な生活」を、「県民の快適な生活」に修正が必要。(委員)

●専門的な人材確保

- ・人材養成の話があったが、最後の段落に「安定的、持続的かつ効率的な事業実施のための人材確保」となっているが、専門的な人材の確保や、民間業者を監視する能力を持った専門性の高い人材が必要ではないか。(委員)
- ・「より高度な人材の養成と確保」という文も考えられる。(委員)
- ・会長、部会長で検討し、何か修正を加えるということでした承願したい。(会長)

最後に「法適用前後の県民負担に対する配慮」と「専門的な人材確保」についての修正は、会長、部会長、事務局に一任し、答申書案は了承され議決された。

(3) 滋賀県下水道中期ビジョンの中間見直しについて

事務局より資料3に基づき説明。

●琵琶湖保全再生法との関係

- ・琵琶湖保全再生法が昨年9月に国会で成立したが、下水道としてどのような取り組みを考えているか。(委員)
→琵琶湖保全再生法の成立を受けて、現在その基本方針を国が作ってパブコメされているところであり、下水道は琵琶湖の水質保全のためのツールの一つとして位置づけられている。具体的には、下水道の整備、維持管理、更新に努めなければいけないとされているところであり、滋賀県としては整備がかなり進んできたので、今後は維持管理と適切な更新が重要であると考えている。(事務局)

●国の下水道ビジョンにおける汚水処理方式の変更

- ・人口減少社会の中で、農業集落排水から公共下水道への接続や、合併浄化槽で処理されている方の下水道への切り替えが本当に進むのかについて、国のビジョンではどのように位置づけられているのか。(委員)
→下水道と農業集落排水と合併浄化槽の役割分担で整備を進めてきたが、10年間で汚水処理施設を概成させるという目標のもと、もし10年でできないのであれば、下水道で整備するとしていたエリアを合併浄化槽に変えてしまったり、あるいは安い方法を使って効率的に整備するなどの方針が打ち出されている。(事務局)

●汚泥焼却炉の更新時期

- ・各処理場の汚泥の焼却炉の更新時期はいつか。(会長)
 - 湖西は更新したところで、汚泥を蒸し焼きにしてそれを石炭の代わりに代替燃料として有効利用する施設で、今年の1月に稼動し始めたところ。今後20年間継続する予定で当面更新はないという状況。(事務局)
 - 湖南中部の焼却炉は平成35年頃に更新を考えており、設計や業者選定、工事に5年くらいかかるので、平成30年度くらいに今後の汚泥処理の方法を決めなければいけない。(事務局)
 - 東北部は平成20年度から溶融をしており、平成30年度くらいに長寿命化を図り、それからまた10年くらい使用するので、湖南中部の3~5年後くらいになる。(事務局)

・なぜ焼却炉の質問をしたかと言うと、国では下水汚泥の資源利用が積極的に進められており、下水汚泥をメタン発酵してメタンガスつまり再生エネルギーを取り出すことに大きく方向転換されているが、滋賀県の場合は流域下水道を始めるときに、下水処理場の汚泥は汚い臭い、汚泥の状態では処理場から一切外に出すなどものすごい反対運動があったため、汚泥を焼却して灰にする、さらには溶融するということがされてきた。ところが、これにはものすごくエネルギーがかかり、二酸化炭素もどんどん出すものなので、再生エネルギーや地球温暖化という観点からは極めて良くない。もしメタン発酵をやっておれば、南湖の刈り取った藻をメタン発酵できるということも技術的に可能であるが、残念ながら適用は少し遅れるといった状況である。(会長)

(4) 都道府県構想(滋賀県汚水処理施設整備構想2010)の見直しについて

事務局より資料4に基づき説明。

●庁内の関係部署の出席

- ・都道府県構想の法的根拠を確認したいが、農業集落排水などの関係者は、本日列席されているか。(委員)
 - 今日は来ていないが農業集落排水や合併浄化槽の部署と連絡会を開催しており、調整をしたものをこの場に上げている。(事務局)

●法的根拠

- ・連絡会で素案を検討していることはそれでよいが、他部署の人も出席して話を聞いた

方がためになるのではないか。今後の経営管理を考えると、より広い視野やより高いマネジメント能力が求められているはずであり、審議会を積極的に活用してもらいながら、どのように能力を高めるかというビジョンを持っておいた方がいいのではないか。その意味で中期ビジョンと都道府県構想がどのような法的根拠に基づいてやろうとしているのか伺いたい。(委員)

→都道府県構想も中期ビジョンも法的根拠に基づくものではないが、構想は国交省と農水省、環境省の3省の連名で通知が出ており、各污水处理施設を調整した構想を策定することになっている。中期ビジョンについては通知はなかったけれども、国が下水道ビジョンを策定した際に指導がなされている。(事務局)

●住民意見の反映

・都道府県構想や中期ビジョンは、県民に対してどのような環境整備の方向性を実現するのかの約束であり、都道府県構想を作るプロセスにおいて、県民の声を直接聞くことは考えているのか伺いたい。住民の意見を聞く方法としてパブコメがあるが、パブコメは最後にできた成案についての意見なので、そうではなくて政策の策定段階に住民の意見を聞いて、政策にどう反映するかが問題。(委員)

●将来人口予測の妥当性

・今回の都道府県構想において、滋賀県が策定した総合戦略の将来予測より8万人絞ったというのは非常に賢明なことである。希望の人口数値で実施すると結局帳尻が合わなくなり、県民負担や住民負担が過大になる恐れがある。一方で人口を絞ると、インフラに与える経営上の影響を考慮しておく必要がある。農業集落排事業は住民の同意に基づき自分たちで維持管理をするのが前提であるが、実際には維持管理ができなくなってきており、自治体は維持管理できるようにするためのコミュニティ政策をしっかりとやっているかということが本当は問われるべき課題である。(委員)

●污水处理方式の見直し基準

・農業集落排水を下水道につなぐ、あるいは逆にするというのは、どのような基準でされているのか。距離が遠いとか技術的なものか伺いたい。(委員)

→基本的には市町の要望と経済比較によって決まってくる。また、旧西浅井町や旧余呉町、旧永源寺町などは、市街地から離れていたり政策的な面で、当初から農業集落排水を選択されている。(事務局)

●市町意見、住民意見の反映

・本日の資料は市町の意見が反映されているか。どの手法で整備するか調整した結果か。また、公共下水道を止めて農業集落排水や合併浄化槽に移すところもあるのか。(委員)

→全ての市町と調整している。住民の意見の反映については、市町を通じて住民の意見が反映されており、公共下水道を止めて農業集落排水や合併浄化槽に移すところもある。(事務局)

●未接続世帯に対する接続義務化規制と補助制度

・下水道が整備されたのに接続しない家がたくさんあるのが実情。接続するお金がないという理由が多いが、県や市からの補助制度をつくるとか、一定期間内に接続を義務付ける県条例や法律など、強制力のある規制と補助制度を合わせた形で確実に接続してもらう措置を今後審議会で議論したい。(委員)

●滋賀県の総合戦略との整合性

・今回の構想の将来予測人口について、滋賀県でありながら滋賀県が作った総合戦略と合致しなくていいのか。(委員)

→総合戦略で描く将来像に向けて県として頑張らなくてはならないが、公営企業関係でも出てきた経営戦略を考えた時に現実的なものを見方をしておかないと、施設の整備ひいては収支計画に影響してくるため、厳しめに見た方がいいという判断である。(事務局)

・経営リスクを考えると厳しめに見るというのは大前提である。もし人口が予想を下回ったら、整備したインフラが過大となり、一番影響を受けるのはその負担をする県民である。(委員)

(5) 琵琶湖流域別下水道整備総合計画（流総計画）の見直しについて

事務局より資料5に基づき説明。

●原単位の算定根拠

・p21 の家庭系汚水量原単位の守山市の数値が、2006 年以前が 250 程度、2007 以降が 270 程度となっていて、水の使用量はそんなに変わらないと思うのでおかしくないか。原単位なので実績値だと思うが、不明水の扱いや測定方法によって変わっているのではないかと思うので、算定が正しいかどうか吟味していただきたい。(委員)

→数値根拠については次回事務局から回答願いたい。(会長)

● **ノンポイント対策の重要性**

・下水道や農業集落排水の整備が進み水洗化による汚水処理が進むと、琵琶湖に排出される負荷量が減っていくにもかかわらず、琵琶湖の COD が減らないということが見えてくるだろう。その原因はノンポイントといわれる農業系である。農業系から出る排水の改善をもう一段階やらないと、琵琶湖はきれいにならないと思う。下水道でより高度な処理をしても別のところで全く手をつけることができなければ、コストをかけた効果が出ないことになる。(会長)

● **環境審議会との情報の共有**

・p14に“第7期湖沼計画と整合させる方針”とあり、湖沼計画は法定計画で、環境審議会で議論されると思うが、環境審議会での議論の状況について情報を入れていただきたい。また、こちらの議論も環境審議会に提供して情報の共有をしてもらいたい。(委員)

● **他計画との人口数値の整合性**

・p29の人口数値について、都道府県構想と微妙に異なるが、整合をとる必要はないのか。(委員)

→確認する。(事務局)